

## 仕様書

標題	民生委員表彰用 丸筒ほか2点 買入
----	-------------------

記

物品名称・事業名称		形状・寸法・規格等	数量(単位)
① 丸筒		銀鳥産業 賞状筒黒クロス張り 5×36 (M5-M36K)	(本) 1,060
② 民生委員証用紙		エーワン マルチカード 多目的 (51083)	(冊) 50
③ パウチフィルム		ヒサゴ ラミネートフィルム100μ (CP1005486Y)	(箱) 50
④			( )
⑤			( )
⑥			( )
⑦			( )
納入期限 ・ 請負期間		令和 年 月 日 ( ) から  令和 7 年 10 月 14 日 (火) まで	
納入場所 ・ 履行場所		大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所内 2階 福祉局生活福祉部地域福祉課(企画グループ)	
特記事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること。</li> <li>・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。</li> <li>・納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと。</li> <li>・契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。</li> <li>・同等品以上可。同等品以上を使用する場合は、見積提出前に事業担当に承認を得ること。</li> <li>・見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合はよりよく質し、その内容を熟知の上見積を提出すること。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。</li> <li>・見積金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。</li> <li>・納品物については、「大阪市グリーン調達方針」 (<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html</a>) 別表の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。 (種別によっては適用しないものもある) (図書の場合は記載不要)</li> <li>・大阪市暴力団排除条例を遵守すること。(別紙特記仕様書添付)</li> <li>・納入の際は、大阪市グリーン配達実施要綱に定めるグリーン配達適合車を使用すること。(別紙特記仕様書添付)</li> <li>・受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成AI利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.0版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。(別紙特記仕様書添付)</li> <li>・納入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと。 ※車高2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の3日前(土日祝日を除く)までに事業担当あて報告すること。ただし、車高が2.8mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用することはできない。</li> </ul>	
担当		主管課・事業所名 : 福祉局生活福祉部地域福祉課(企画グループ) 担当者名 : 松本	【TEL ( 06 ) 6208 - 7951】

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965